

研究会の公開について（案）

- ・ 本研究会の会議、資料、議事要旨は、原則、公開とする。
- ・ ただし、本研究会の開催に際し当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害する恐れがある場合等、座長が必要と認める場合は、その全部又は一部を非公開とする。
- ・ 公開は、総務省のホームページへの掲載によることとする。